

○胎内市企業設置促進条例施行規則

平成17年9月1日

規則第140号

改正 平成19年4月1日規則第17号

平成23年3月11日規則第5号

平成23年10月27日規則第51号

平成25年7月16日規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、胎内市企業設置促進条例（平成17年条例第221号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定基準)

第2条 条例第3条の基準は、企業の立地する地域の環境に関する基準及び企業の規模に関する基準とする。

2 企業の立地する地域の環境に関する基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 企業の立地が、当該地域における雇用の増大及び安定等地域社会の発展に寄与するものであること。
- (2) 企業の立地が、当該地域の土地利用計画に適合するものであること。
- (3) 企業の立地が、当該地域において公害の発生するおそれのないもの又は当該企業が、公害発生の未然防止に必要な措置を講じているものであること。
- (4) 企業の立地が、当該地域の産業の発展方向を阻害しないものであること。

3 企業の規模に関する基準は、おおむね次の表のとおりとする。

	設置のために取得した土地・建物 (その附属設備を含む。)及び償 却資産の取得価額の合計額	新たに増加する常用雇用者等の 数
新設される企業	2,300万円以上	5人以上
増設・移設される企業	2,300万円以上	3人以上

(指定の申請)

第3条 条例第3条で規定する奨励企業（以下「奨励企業」という。）の指定を受けよ

うとするものは、奨励企業指定申請書（様式第1号）により、あらかじめ市長に申請しなければならない。

（奨励企業の指定）

第4条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、これを審査し、奨励企業として指定することの可否について決定して奨励企業指定・不指定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、奨励企業を指定する場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（指定の取消し又は停止）

第4条の2 市長は、奨励企業が条例第8条の規定のいずれかに該当し、奨励企業の指定を取り消し、又は奨励措置を停止した場合は、奨励企業指定取消・停止通知書（様式第2号の2）により通知するものとする。

（報告義務）

第5条 奨励企業は、指定を受けた日から奨励措置が終了する日までの期間内に次の各号のいずれかに該当したときは、定められた様式により、その都度、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業用の土地（工業団地を除く。）を取得したとき 土地取得報告書（様式第3号）
- (2) 事業用の建物を建設しようとするとき及び取得（竣工）したとき 建物着手・取得（竣工）報告書（様式第4号）
- (3) 事業を開始したとき 事業開始報告書（様式第5号）
- (4) 第3条の申請の内容に変更を生じたとき 事業計画変更申請書（様式第6号）
- (5) 事業を廃止又は休止したとき 事業廃止・休止報告書（様式第7号）
- (6) 事業を再開したとき 事業再開報告書（様式第8号）

（奨励措置の申請）

第6条 奨励企業が、条例第4条に規定する奨励措置を受けようとするときは、市長に申請書を提出しなければならない。

- (1) 課税免除適用申請書（様式第9号）については、事業開始日の属する年の翌年の1月末日
- (2) 用地取得助成金申請書（様式第10号）については、事業開始日から30日以内

(3) 用地賃貸借助成金申請書（様式第11号）については、事業開始日の属する年の翌年から5年間の各年6月末日

(4) 雇用促進奨励金申請書（様式第12号）については、事業開始後1年を経過した日から4月以内

(5) 工業用水道使用料助成金申請書（様式第13号）については、事業開始日の属する年度から5年間の各年3月末日

（賃借している工業団地用地を取得した場合の特例）

第7条 市長は、工業団地用地を賃借している企業が、事業開始後5年以内に当該用地を取得した場合であって、当該用地において事業を開始した時点において第2条に規定する指定基準を満たしているときに、条例第6条に定める課税免除を行うこと及び条例第7条に定める用地取得助成金を交付することができる。ただし、当該用地に係る条例第7条に定める用地賃貸借助成金の交付をすでに受けている場合は、用地取得助成金を交付しない。

2 前項の規定による課税免除又は助成金等の交付を受けようとするものは、第3条の規定にかかわらず工業団地用地取得後30日以内に奨励企業指定申請書（様式第1号）により申請を行うとともに、課税免除を受ける場合にあっては工業用地団地用地取得日の属する年の翌年の1月末までに課税免除適用申請書（様式第9号）により、助成金等の交付を受ける場合にあっては工業団地用地取得後30日以内に用地取得助成金申請書（様式第10号）により、市長に申請しなければならない。

3 第1項の課税免除又は助成金等の交付を受ける場合において、条例第6条中「当該事業の開始の日の属する年度」とあるのは「当該用地を取得した日の属する年」と、同条第1号中「に設置する」とあるのは「を取得した」と、条例別表第1用地取得助成金の項内容の欄中「事業開始後」とあるのは「工業団地用地取得後」と読み替えるものとする。

（決定の通知）

第8条 市長は、前2条の規定による申請を受理したときは、これを審査し、課税免除を行うこと又は助成金等を交付することの可否を決定して、申請者に対して課税免除決定通知書（様式第14号）及び助成金等決定通知書（様式第15号）により通知するものとする。

(指定の継承)

第9条 合併、譲渡その他の理由により奨励企業から事業を継承したものが、引き続き指定を受けようとするときは、事業を継承した日から30日以内に事業継承に基づく奨励企業指定申請書(様式第16号)により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、これを審査し、適当と認められるものについて、引き続き指定するものとする。

3 前項の指定を受けた企業が、既に奨励措置を受けている場合は、事業の継承者が引き続き当該奨励措置を受けるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の中条町工場誘致条例施行規則(平成7年中条町規則第7号)又は黒川村企業誘致条例施行規則(平成8年黒川村規則第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成19年4月1日規則第17号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の胎内市企業誘致条例(以下「改正前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成23年3月11日規則第5号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年10月27日規則第51号)

この規則は、平成23年11月1日から施行する。

附 則(平成25年7月16日規則第48号)

この規則は、平成25年8月1日から施行する。